

## 騒音訴訟記録 NO. 1

## 私立高校工アコン騒音訴訟

(平成18年提訴、平成20年判決)

## 1. 事案の特徴、概要

## ▲特徴▼

- ①学校法人を相手に、原告の老夫婦が弁護士を立てずに騒音訴訟を闘つて勝訴（一部）した稀有な事例。
- ②学校が騒音規制法の特定工場となり、騒音の規制対象となつた事例。
- ③騒音対策は実施したが、煩音対策を怠つたために、逆に問題を拗らせてしまつた典型的な事例。

老夫婦は、市の環境課に状況を訴え、市議会へも陳情を行つた。しかし、市側は騒音の測定を数回行つただけで特に学校への指導は行わらず、陳情も2年に亘る審議の末、結局却下された。

そこで老夫婦は、業者を雇つて騒音測定を行い、敷地境界での騒音レベルが規制値を超えていることを学校に提示した。学校側も別の業者を頼んで測定を行い、規制値を超えるのは時々であり、騒音は受忍限度内であると主張した。

関西のとある高校が教室へのエアコン導入にあたつて、敷地境界付近に室外機を60台ほど設置したところ、敷地南側に隣接する住宅の老夫婦（80歳前後）から騒音苦情が発生した。設置されたエアコンの容

量は大きく、自治体の環境条例により特定施設の扱いとなつたが、騒音の大きさは条例の規制値を大きく越えていたため、高校側は4度にわたり1000万円近くの費用をかけて、防音壁設置の騒音対策を実施した。しかし、老夫婦はこれに満足せず、対策が不十分として更なる防音対策を要求したが、高校側は、騒音は規制値を超えていないとしてそれ以上の対策には応じなかつた。

老夫婦は、市の環境課に状況を訴え、市議会へも陳情を行つた。しかし、市側は騒音の測定を数回行つただけで特に学校への指導は行わず、陳情も2年に亘る審議の末、結局却下された。

そこで老夫婦は、業者を雇つて騒音測定を行い、敷地境界での騒音レベルが規制値を超えていることを学校に提示した。学校側も別の業者を頼んで測定を行い、規制値を超えるのは時々であり、騒音は受忍限度内であると主張した。

当事案は、騒音トラブルを考える上で特に重要な内容を多く含んでいるため、後述の4項目目で詳細な事案分析を行つている。是非、ご参照頂きたい。

老夫婦はその後も継続的に高校側に改善の要求を続けたが、高校側がこれに応じる姿勢を見せなかつたため、遂に室外機設置から11年を経て、老夫婦は室外機の撤去と損害賠償を求めて裁判所へ提訴した。そ

## 2. ブラブル経緯、および当事者ヒ

### アリング結果

#### 2. 1 ブラブル発生から訴訟・判決までの詳細経緯

本事案の被告となつたのは、敷地境界付近に空調室外機を設置した私立高校の学校法人であり、原告は、敷地境界に近接して居住する80歳を過ぎた老夫婦である。トラブルの発生から判決後までの経緯を、訴状や判決文、弁論書、準備書面等をもとに、時間に沿つて関係者毎に整理したものをお次頁の表1-1に示した。平成7年に室外機が設置され、その後、原告による高校への苦情、市の環境課への相談や市議会に対する陳情が行われ、被告側は4度にわたる防音工事を実施したが、11年を経て平成18年に提訴、平成20年に判決が出ている。この間は13年に及び、判決後の現在もなお紛争は継続している。以下に、その詳細を示す。

なお、原告および被告に対するヒアリング結果は、次の章に示している。これらは、本事案を理解する上で大変重要であるので、併せて参考にして頂きたい。

### 室外機設置前後の経緯

被告高校と原告宅、および空調室外機の設置場所の関係を図1-1に示した。高校敷地の南側に近接して原告の木造2階建ての住宅が建つていて、

現在、空調室外機が設置されている場所には、以前、浄化槽があり、高校の壁からはガスストーブの煙突が出ていただけであった。平成6年3月、当時の高校事務長Aが来て、「現在のガスストーブを取り外すので音が出るやろから」といつて、近所をまわりながら物品を手渡していたといふ。原告妻はこれを受け取らず、「何かされるんですか」と聞いたところ、事務長は「いやちよつと」と言つただけで詳しい説明はしなかつた。

平成6年8月12日から、既設の浄化槽の撤去工事、盛土や坂道の造成工事がいきなり始まり、原告宅横の空き地になつていた土地を工事用のダンプが出入りするようになつた。

工事終了日の8月28日には、事務長B（事務長Aの後任）と職員らが来て、整地された現場を見ながら、「よーなつたな」と言い合つていた。原告女性が「こんな大掛かりな工事で、この辺りは大変だつたん

ですよ。一体何をされるんですか」と聞くと、職員は「何を言うとる。学校のねき（すぐ横）にいたら、こんなこと当たり前やろ。ここが安いから買うて来たんやろ」と怒

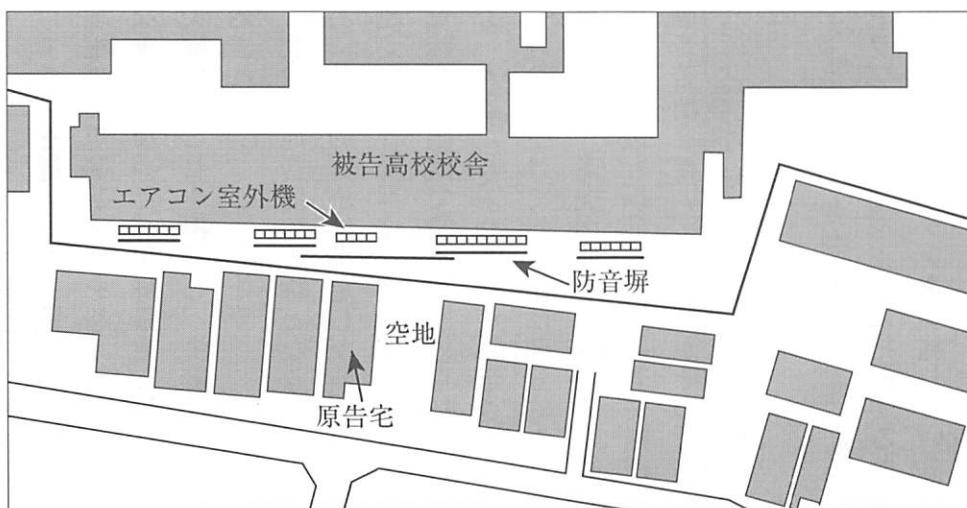


図1-1 見取り図

表1 - 1 本事案の時間的経過

年 月		被告・高校側	原告・住民側	測定等、備考
平成 6 年	3月	敷地のガスストーブ撤去工事		
	8月	浄化槽撤去、敷地造成工事		
平成 7 年	3月	特定施設の設置届出 空調機室外機設置、運転開始	高校職員に騒音苦情	
	6月		騒音について近隣 3軒で申し入れ	高校より 65dB 以下、防音工事予定等の説明
	8月	エアコン運転方針説明 第1回工事 (防音壁5ヶ所所設置)		集中制御、日曜の運転無しなど
	1月	第2回工事 (間隙部分に増設)		
平成 8 年	7月		市環境課に苦情	
	2月			第1回測定（環境課） 52~55dB
平成 9 年	6月		市環境課に苦情	
	5月		市役所に抗議	
平成10年	7月		市会議員に訴え	
		第3回工事 (防音壁D高さ嵩上げ増設)		
平成11年	1月		高校へ騒音対策の申入書提出	
平成12年	6月	第4回工事 (防音壁C高さ嵩上げ増設)		
平成16年	8月		市議会へ行政指導要請	
	9月			第2回測定（環境課） Leq 51.6dB
平成17年	4月	通信単位制開始 (土日もエアコン運転)		第3回測定（環境課） Leq 45dB（住宅）
	5月		市委員会で不採択	
平成18年	2月	原告が地裁へ室外機撤去、損害賠償請求提訴		
平成19年	9月	裁判所が学校側へ同席要請	和解協議案拒否	第4回測定（環境課） 境界で 50dB 程度
平成20年	1月			第5回測定(原告側抜打ち測定、コンサルに依頼) 境界で 46~52dB
	9月	地裁判決（原告請求一部認容）		
平成21年		一部室外機に防音カバー設置	継続的に高校に対策要求	
平成23年	9月	賠償金支払い		
平成25年	3月			両者の軋轢は継続中 (筆者ヒアリング実施)

鳴ったという。原告女性が「あなたはどなた様ですか」というと、「わしは講師や」と言い、横では事務長Bがニヤニヤと笑つていたと原告は述べる。

平成7年3月下旬に、高校側はエアコン室外機の設置工事を開始した。設置している時に原告が「これは何ですか」と聞いただしても、皆、無言のままだった。その後、近所の人と一緒に学校に行って聞いてみたところ、「ちょっと熱が出るかも分からん」と言い、原告が「それよりも音が大変なんでしょう。私はその方が心配です」と言うと、「まあ、これくらいなら大したことではない」と言った。この時、一緒だった近所の人は、「学校へは何も言えないから」と言つた。

平成7年の3月には空調機の設置工事が完成し、空調機の圧縮機の容量が大きかつたため、自治体の環境条例に基づく特定施設の設置届けを出した後、運転を開始した。空調室外機からの騒音を聞いた原告は、その大きさに驚き、近所の人と一緒に高校側へ空調機騒音に対する申し入れを行つた。高校側は、騒音は65dB以下であること、対策については防音壁設置の工事を予定していること、運転は集中制御であり

高校側が一括で管理すること、日曜日にはエアコンの運転しないことなどを説明しました。

平成7年8月には第1回目の防音工事が行われ、その後、平成8年1月に最初の防音壁の間隙部分に新たに防音壁を追加する第2回目の設置工事が行われた。しかし、原告らはこれらの対策には満足せず、状況の改善を求めて市の環境課に対応を要請することとした。

#### 市役所、市議会とのやり取り

平成8年7月15日、原告らは市に電話をして、この音を一度聞きに来て下さいといふなら大したことはない」と言つた。この時、一緒だった近所の人は、「学校へは何も言えないから」と言つた。

平成10年5月に、こんなずさんな防音工事をどうして認めたのかと原告らが市に抗議したところ、市の環境課の課長と係長の2人が来て、「やつてしもうたもんは、どうにもしゃない！」と言うので、「どうしてそんなに高圧的に、馬鹿にしたように言わはるんですか」と言うと、「いやすまんすまん、実はあんな壁はガス壁やでな、学校はいいかげんなものをしている。新幹線あたりのものは、まるで違うんや」と言うので、原告らは「そしたら、その対策をとつて下さい」と言つた。

もん、やつてみんと分からん」といい、原告が「これで幕引きにしたいと言わはるんですか」と言うと、職員Nは「そういうことや」と答えたという。その後、平成9年2月に環境課が騒音の測定にやつてきたが、結果は52～55dBであった。ちなみに、この自治体の環境条例に関する規制基準値は昼が50dBである。

平成9年6月には、原告らが再度、市に連絡し、騒音を聞いてもらうよう要請し、市の職員Mが来た。やはり「これ何なんや」とびっくりするが、後には、やはりどうすることもできないと言つたという。

平成10年5月に、こんなずさんな防音工事をどうして認めたのかと原告らが市に抗議したところ、市の環境課の課長と係長の2人が来て、「やつてしもうたもんは、どうにもしゃない！」と言うので、「どうしてそんなに高圧的に、馬鹿にしたように言わはるんですか」と言うと、「いやすまんすまん、実はあんな壁はガス壁やでな、学校はいいかげんなものをしている。新幹線あたりのものは、まるで違うんや」と言うので、原告らは「そしたら、その対策をとつて下さい」と言つた。

平成10年7月、原告らが、知人の紹介

で市会議員に話をすることが出来た。議員は家の中に入つたり、外からも音を聞いたりしてくれたが、1週間ほど経つて、あまりに話が大きすぎて学校には話は出来ない、妻と娘の出た学校で対応は出来ないと言われたという。その後、高校側が更に防音扉の嵩上げ工事を実施したが、原告らは音が小さくなつていないと満足せず、平成12年には第4回目の防音扉の嵩上げ工事を実施した。これら4回の防音工事の費用は、合計950万円に及んだ。

原告らは、平成16年8月に市議会議長宛に陳情書を提出し、この谷間で一市民が騒音に苦しんでいるのを知つて欲しいと訴え、市から学校に行政指導を行うよう求めた。市議会で審議がなされたが、3回継続審議となり、約1年後の4回目に不採択となつた。

この間、平成17年に、高校側は新たに通信単位制の講座を開始したが、この講座では土曜日曜に教室で授業が行われたため、当初、日曜はエアコンを動かさないと約束していたことに反して、日曜もエアコンの騒音が発生する状況となつた。

## 訴訟の提起、そして判決

平成18年2月、室外機設置から11年が経過した後、原告らはついに訴訟を提起することを決意した。請求内容は、高校校舎南側に設置されたエアコン室外機のうち、原告側に近い19台を撤去せよ、および、被告は原告らに対して損害賠償金154万円を支払え、というものである。原告らは弁護士を雇うことなく、市の法律相談に通つたり、裁判所の事務官に話を聞いたりしながら、訴状や準備書面の作成を行つた。80歳を過ぎた老夫婦が学校法人を相手に弁護士もつけず単独で裁判を遂行する

ということは並大抵の苦労ではないと思えるが、原告夫婦は鉛筆書きで全ての書類を作成しながら、10数回に及ぶ口頭弁論を闘つた。

途中、高校側から和解協議の打診があり、2階の窓を2重窓にして空調機を設置する案が提案されたが、原告側はこれを拒否してあくまで室外機の撤去を求めた。

## 判決の要点と判決後の状況

当訴訟では、空調室外機からの騒音が、騒音規制法で定める規制基準値を超えているかどうかが争点となつた。しかし、判決の帰趨を決めたのは、単なる測定結果の数値ではなく、この問題の解決に対する取り組みの態度であつたと言える。

当判決では、騒音レベルに関しては、「規制基準を前後する値であり、規制基準を超えている時間帯も相当程度ある」としており、「明らかに基準違反を指摘しているわけではない。被告敗訴となつた最も大きな理

由は、騒音が規制値の50dBを超えた時も何の対策も採らなかつたこと、和解協議でも騒音低減のための実効的な対策の提案をしなかつたことである。更に、学校側が裁判を弁護士に任せにしており、裁判官から学校関係者も同席するように言われるまで、殆ど出席していなかつたことも大きな理由である。すなわち、この問題に対する誠意ある対応がなされていないという判断であり、本件に限らず、騒音問題の判決では相互の交渉経緯と対応の状況が重視される傾向がある。今回も、この点が強く指摘されている。

和解調停に関しても、被告高校側は騒音

を低減させるための自らの対策、すなわち室外機の移転や低騒音機種への変更、更なる防音扉の強化などを費用の面から困難とし、原告宅のサッシの2重化やエアコンの設置などを提案しているだけであり、これでは調停が成立するはずもなく、誠意ある対応と言えないことは瞭然たる事実である。

これらにより、基本的に原告勝訴（一部）の判決としたが、問題なのは、抽象的不作為の限度で請求を認めるとしていることである。請求どおり、エアコン室外機の撤去

を認めれば、高校側の教育遂行に少なからず影響を与えることになるため、そこまでは踏み込みます、騒音低減の方法は高校側に任せるとしたものである。問題解決に対する被告側の良識ある対応と原告側の地域社会の構成員としての寛容性を期待したものであろうが、結局、このような中途半端な判決が、訴訟自体の意義を失わせる結果となつてしまつてはいる。せめて、被告側に騒音の規制基準遵守の立証義務を明確に課し、不作為義務違反の場合には代替執行を認める形にしておけば、訴訟の意義は担保されたと思われ、その点では残念な判決であると言える。

判決が出た後、高校側は室外機に防音バーをつける対策を実施したが、全体の室外機に実施したわけではなく、原告宅近くの室外機の一部に限定されたため、原告側はこれに納得しなかつた。しかし、不作為義務違反を問うためには老夫婦側が騒音の測定をしなければならないため、これも費用の面から困難であり、結局、判決後も大きな状況の変化は見られず、以前と同様に老夫婦が高校へ騒音苦情を言いに行き、高校側がその対応に追われるというやり取りが続けられる結果となつてはいる。

老夫婦側が訴訟の提起を決意した一番の目的は、後の当事者へのヒアリング結果に

あるように、この騒音問題を公にして、これに対して高校側や市役所、市会議員などがどのような態度を取つてきたかを社会に知つてほしかつたということである。裁判が原告勝訴に終わり、多くの新聞がこれを取り上げたことから、原告らの目的は一応達したと言えるが、騒音自体の問題や学校との近隣関係に関しては大きな改善は見られないが、原告側の立証義務を明確に課されなかつたため、客観的には、訴訟遂行の実効的効果は小さかつたと言つてよいであろう。

## 2. 2 当事者へのヒアリング調査

本事案では、トラブル経緯の詳細を把握、理解するために、当事者へのヒアリング調査を行った。以下にその発言記録を示す。ICレコーダーで記録した当事者の発言を原稿起ししたものであるが、語尾などは一部変更された部分もある。また、固有名詞等は省略または修正して記述している。質問者の発言はカットしてある。なお、原告、被告で発言内容が異なる部分があるが、当事者の意見として修正なしで記載している。

(注) このヒアリング結果に関しては、再現映像化したDVDを作成しているので、講習会等で利用したい方は著者までご連絡頂きたい。

### (a) 原告らへのヒアリング調査結果

日時：2013年3月25日、

15：00～16：30

場所：原告自宅  
相手：原告夫婦2名

■ 室外機が置かれている場所には、浄化

槽と生徒の手洗い場があった。工事があつて、近所の方3人と学校に聞きに行つた。そうしたらエアコンの室外機を置くということが分かった。一緒に行つた人に翌日ご原稿起ししたものであるが、語尾などは一部変更された部分もある。また、固有名詞等は省略または修正して記述している。質問者の発言はカットしてある。なお、原告、被告で発言内容が異なる部分があるが、当事者の意見として修正なしで記載している。

■ 高校は、工事の通路になる隣地を買いたいつもりだったのだが、地主はそれを断つた。

■ 綺麗にしたなと思つていたら、ある時、いきなり空調機をずーっと設置し、あれよあれよと言う間に数十台設置してしまつた。そして、それを動かしたら電話のベルも聞こえないぐらいの騒音が発生した。これをどうかと近所の人間に聞いたら、近所を仕切っている人が居て、絶対に、学校に文句を言うなどと言われた。近所に弁護士の人も居て、その人もなぜだか学校に文句を言つたらあかんでつて仕切つていた。

■ 音は60dBぐらいで、夏は部屋を締め切つていられないでの、市会議員に話したら、「2重窓にして空調つけろ」って言う

んです。私は「そんな生活するもんですか」って聞いたんです。しかし、そんな状態のまま2、3年が過ぎました。

■ 市役所の人も何回か計りに来てくれたが、学校へ連絡するので、そうすると学校が音を落としてしまう。そういうことの繰り返しばかりだつた。計りに来た役所の係りの人は「お前らだまつとれ」というような言い方をするので、「あなた方はどこでもそんなしゃべり方をするんですか」って言つてやつた。

■ その後、学校側が防音壁を建てたが、音は何も変わらず。市会議員に相談したら陳情しろと言われ、陳情書を出した。その委員会に行つたところ、「そんなこと言つてるのはお前らだけやろ。なんでお前のところだけうるさいんや」、「お前ら、どあほやろ」ってことまで言われた。音を聞きに来て下さいといったが誰一人来なかつた。結局、陳情は却下された。

■ その後、他の市会議員、確か女の人がたと思うが、これはもう裁判をしないとしようがないと言い、その後、10年ぐらいいして裁判にかけることにした。近所の人々の反応も「なんでそんなことせなあかんのや」というようなものばかりだつた。

■県庁にも聞きに行つたが、「こんな地べたに60何台も設置して、こんなことを許可している市が悪い」と言われた。それで裁判に入つたら、市の環境課の人が何回も計りに来たが、その都度、何回も「あほんたれ」と浴びせかけられた。そんな中で裁判に立ち上がつた。「お前らはよそ者やろ」とも言われた。市は、この辺の人をよそ者扱いした。ある時は、「この屋根（防音塀）だけで1000万掛かつるんやで、知つとんのか」と言われ、「1000万の領収書見せて下さい」と言うと、「なに言うとる。帰れや」と言われた。環境課の職員は「何言うとんや、お前ら」つて、私らをお前らとしか言わないんですよ。

■裁判になつたが、弁護士を雇わなかつたので、市の法律相談に時間をとつて行つた。受け付けに電話すると、5人しか相談できないのだけど、9時前に電話したら受け付けは9時からやと言われ、9時丁度に電話すると「あんたは5番目やで」と言われた。その時間は仕事で都合がつかず、ようやく1ヵ月後ぐらいにとれた。当日、会場に行くと相談会の担当の人が先に弁護士の部屋に入つてしまい、10分ぐらい出てこない。その後、弁護士、おばあさんだつたけど、

そこへ行くと、「あんたら裁判してるんか、今日は何しに来た」って、こんな物言いでした。「裁判してんやつたら、そんなもん、もう済んでる話やろ」といつて、相談にものつてくれない。そこで、市長にこんな態度でいいのですかと手紙を書いた。みんなグルになつている。

■一番苦しんだのは、みんな知らん振りするのと、役所の市会議員も「お前ら何をしてるんや」と人を悪者扱いされたことです。私ら何も悪いことはしてなくて、こんなうるさいところに住めますかと言つてるだけ。これについては話したいことが、いっぱいある。

■市会議員のAが電話を掛けてきて、裁判するんやつたら費用は何とかする、というような話をしてきたが、後で、市議会の議事録を見たら、私らが電話を掛けて頼み込んできたような話になつていて。Aつてのは、うそばつかりや。

■わたしらは余計なことは一切言わないで来た。「あほんたれ」つて言われたら、「あほんたれ」のままで来た。わたしらから仕掛けていることではないのに、周りからはそういう目で見られた。だけど私は何も悪いことはしていないので堂々としていた。

■裁判が終わつた後も、高校側はなにも履行していない。判決後1ヶ月ぐらいして、賠償金の20万円をB事務長が1回持つてきたが、玄関の外に立つて封筒から現金を出して指につばをつけて数え始めた。「それなんですか」というと、「持つてきました」と言うので、そんな態度やつたら一度お持ち帰り下さいと言つた。これが大人のする態度ですか。

■学校は、頭からなめてものを言う。判決後に音を小さくして下さいって言いに行つた時も、事務長は机にひじをついてあごをのせ、「肃々とやるだけじゃ」と、こういう態度なんです。そしたら、大きな体のジャージを着た先生が出てきて、「こらー、お前ら帰らんが、この不法侵入者」つてどなるんです。「不法じゃないですよ、音を小さくして下さいとお願ひしに来ているんです」というと、「警察呼んだるぞ」とつて、実際に警察が来た。警察に判決のファイルを見て「音を小さくしてくれとお願いしに来たんか」と言つて、「こういうことやつたんか」と分かつてくれて家まで送つてくれた。その後も、何回か音を小さくしてくれるよう言いに行つたが、その後に警察を呼ばれた。

■その後、何回言つても対策をしてくれない。ある時、9月に40度ぐらいあつた時に、音がぴたつと止まつていた時があつたが、その時に、市役所から音を計りに2人来た。彼ら市役所に計りに来てもらつても、学校に知らせるので同じ事の繰り返し。こんなことを判決が出てからも何年もやつてゐる。高校へお願ひに行つても、事務長が「これしかでけんのや」と言うだけ。

■友達は、「これは単独でやつているからバカにするんや、何軒かで共同でやつたら馬鹿にしないやろ」と言つてゐる。しかし共同ではできない。お隣さんは学校とツーカーですから。こんな状態やつたら、「ふつうは共同で戦うよ」って言つていいことはだめ。でも私らは死ぬまで戦う。友達も、「このバカたれ学校が」って怒つていた。

■事務長さんには、「なぜ良識的に対応してくれないですか」って言つと、「分からん」て言うだけ。

■最初は、反対側の北側に室外機を設置してくれと言つたんですが、それでは学校の正面になるので格好悪いと言つていたが、今は、運動部の寮みたいなのが立つていて学校が見えなくなりになつてゐる。

■去年、音を小さくすると言つうので見に行つたら、一台だけ対策のカバーをしている。そんな一つだけでは音は変わらないのでダメで、他もやつてくれと言つた。その時は警察も見に来ていて、「これはみんなやらないとあかんのと違うんか」と言つてくれたが、事務長は何とも答えなかつた。

■最初に工事したときも、夜工事しても挨拶にも来ない。もう、最初からむちやくちやな学校です。幼稚園も経営しているんですが、子どもが小さい時、中を見ましたがもうくちやくちやで、ひどい状態で、学校の体をなしていられないんじやないかなと思ひます。この辺では「あほ学校」って言われてゐる。採用した人も知つていますが、こんな人でも採用するのかと思う人もいます。学校の経営体制自体が悪いんだと思ひます。

■裁判は、円卓を囲んでの話し合いで行われたが、高校側は最後の方まで結局一回も顔を見せずに、弁護士に任せっきりだつた。私は家計簿をつけていたが、阪神大震災の後から家計簿のメモ欄にどんなことを言われたというのをみんなメモしておいた。それには日にちも書いてあるので、それを裁判に持つて行つて裁判長に聞いてもらつた。子どもたちにも、メモをすることは大事だよつて言つてゐる。

■この10何年、議員にしろ、役所にしろ、色々踏みつけられて、おかげで私も強くなりました。裁判も、どうするのかよく分からなかつたけれど、色々聞きながら、書類

ちょうど3年後に入金された（筆者も受取書で日付確認）。何もかもいい加減だ。とにかく、ものの言い方が横着で、謝罪の雰囲気はまったくなく、「お前らうるさいから、やるわ」つて感じなんです。

■事務長さんには、「お互いお隣同士で暮らしているわけですから、気持ちよく住みましよう」つて言つてゐるんです。けど、いつもごたごたして、話にならない。結局、裁判で勝つても負けてもいいから、これは最後までやり通そうと決めた。信念を持つてやろうと決心した。

■裁判は、円卓を囲んでの話し合いで行われたが、高校側は最後の方まで結局一回も顔を見せずに、弁護士に任せっきりだつた。私は家計簿をつけていたが、阪神大震災の後から家計簿のメモ欄にどんなことを言われたというのをみんなメモしておいた。それには日にちも書いてあるので、それを裁判に持つて行つて裁判長に聞いてもらつた。子どもたちにも、メモをすることは大事だよつて言つてゐる。

も書き上げてきた。裁判所へ行つて、騒音

関係の訴状の書き方を見せてもらい、それ  
に習つて書いて、それをまた持つて行つて、  
事務官にここはこう書いた方がいいという  
ふうに色々教わりながら書き上げた。事務  
官が良い方で色々教えてくれた。

■裁判しかないよと言つた市会議員も、裁  
判のことは何も知らない年寄り夫婦が二人  
して弁護士をつけず、学校相手に裁判をし  
ても勝てっこないと思っていた。判決が出  
たら、よく勝つたなど驚いて電話してきた。  
良かったのは、とにかく何を言われて、何  
をしたかを細かくメモしてあつたので、そ  
れを見せながら自分の言葉で一生懸命しゃ  
べつたのが良い結果になつたと思う。  
子どもたちは関東にいるので、裁判をし  
ていることも話さなかつた。判決が出てか  
ら子供達に話した。新聞にも載つて、子ど  
もたちは「お父さん偉かつたな」ってほめ  
てくれますけど、お母さん偉かつたつて  
言つて欲しいぐらいです。私が色々話し、  
それをお父さんがまとめて、鉛筆書きで書  
面にまとめて裁判を闘つた。

■裁判では、とにかくメモを見ながら、こ  
れまでの進行状態から、何月何日に「あほ  
んたれ」って言われたなど、とにかく自分

の言葉でみんな話した。

■役所の人間は判決の後で計りに来ても態  
度は悪く、まるで裁判を起こしたこと悪  
いことをやつたような言い方をし、役所に  
とつて迷惑をかけられたというようなこと  
を言う。よそ者が来て、何やつてるんやと  
いうような態度です。

■県に言わせると、学校は特定施設の届出  
を市に出しているので、市の方に行つてく  
れと言うが、市の環境対策課は、あれでい  
いねんと言う態度で取り合わない。市会議  
員も、「この市はな、公立高校の他に、私  
立高校もあるからいいんや。隣の市は公立  
しかない」と言い、それだから高校に文句  
を言うなという物言いをされた。水道料金  
も、この高校が一番多いということで、市  
の方も高校に気をつかつてている。

■騒音に関しては、判決が出てからも何も  
対策はしておらず、何も変わつていらない。  
もう10年以上こんな目に合つてている。陳  
情出してから2年、裁判の判決が出てから  
4年が経つが何も変わつていらない。上告も  
考えたが、裁判所へ1年半も行くだけでも  
へとへとになつていて、遠くの高等裁  
判所へ行くのはもう体力的にも無理な  
で、裁判はここで我慢しておこうかとい  
うこととした。

■学校側の対応は何もないでの、また9月  
になつたら学校に何とかしてくれと言いに  
行かなければならぬ。事務長に何とかし  
てくれと言つてはいるのだけれど、何もして  
くれない。判決では、50dBを超えて到  
達させはならないと書いてるだけなの  
で、50dBを超えていることを言おうと  
するとまた業者を頼んで測定してもらわな  
いといけない。費用もかかるので、實際上  
はできない。

■裁判官は、事務官や議員と一緒に家まで  
来てくれた。全部で10人ぐらいだつた。  
知り合いの弁護士にも大変珍しいことだと  
言われた。裁判官が音を出すように言つて、  
エアコンを動かしたが、音がいつもより少  
ないので、紙に書いて、これはいつもと違  
うと見せると、裁判官はじつと見ていた。  
■最初の裁判官は横柄な人で、法廷で二人  
並ばされて上から怒鳴つてはるような感じ  
で物を言われ、最初は「裁判つていうのは  
こんな感じか、どうしよう」と思つたが、  
2回目から裁判官が交代になつた。交替し  
た裁判官は大変に良い方で、円卓を囲んで  
お話をする方式に変わり、話もよく聞いて  
くれ、廊下を歩いていたら向こうから頭を

下げる挨拶してくれた。知り合いの弁護士さんも、「あの裁判官はいい人やで」って言っていた。（筆者に新聞を見せながら）この裁判官は、日本で始めて原発を止めた裁判官なんだそうです。

■高校側の弁護士は何も事情を知らない人で、弁論のたびに、持ち帰ります、聞いときます、つて言うようことで遅々として進まず、最後には、裁判官から高校の事情をよく知ったものが出てくるように言われ、事務長が出てきた。

■今から思うと、無茶やつたんか、必至やつたんか、よくやつたなと思います。裁判のことは何も分からず、やっぱり苦しかった。お父さんも一時は、裁判を降りるつて言いましたが、結局、最後まで頑張つた。

■判決の後は大泣きしました。何も知らなはずの素人が戦つてきたんだから。判決が出てからそっぽ向いた人もいる。「ようやつたな。わしも近所うるさいし、やりたいわ」と言つてくれる人もいる。人は色々難しい。

■裁判はして良かったと思つていて。例え負けても、後悔はしていない。とにかく、この事を公にしたかった。高校や市会議員の態度など、これまでのことを知つてほし

かつた。後から人に何と言われても、間違つたことはやつていないと、いう信念は持つていた。学校が対応してくれるまで、死ぬまで戦いやと思つています。今年の夏もやります。

■裁判の後、弁護士が学校には40億蓄え

があるといつていた。そんなにあるなら対策してくれと事務長に言つたが、何も答えなかつた。最近は、古くなつて妙な音までしてきている。ひどい時は、市民会館に非難しているが、それだけはどうしようも

ない。「あなたがたは私たちがくたばるのを待つてはるんですか」つて言つてやりました。これからまた大変です。

■かなり厳しい苦情を言われていることは承知している。多分、学校がこのような裁判の被告になつたのは初めてではないかと思う。裁判長も、日本で始めて原発を止めはつた人やから、かなり厳しい裁判になるのではないかと思つていた。裁判にも参加せーと言われて、裁判にも行きました。2、3回ですかね。

■（学校がエアコンを設置して騒音規制法の対象になつたと言うのは珍しいと思うのですが、その辺のいきさつは、と聞くと）、前の事務長の時の話なので分からない。業

(b) 被告高校側のヒアリング調査結果

日時 .. 2013年3月27日、

場所 .. 被告高校事務室  
相手 .. 高校事務長C

者に任せっきりだったのではないか。防音  
壁に関しては、4回も工事して1000万  
円も掛かっているということで、すごい掛  
かってるんやなと思った。業者の担当者は、  
こんだけの防音壁をやっているのは珍しい  
ですと言つていたので、すごいことをやつ  
ているんやなと思つていた。でも、加藤さ  
ん（原告、仮名）は十分ではないとおつ  
しやつていて。

■裁判にまでなった経緯は詳しくは分から  
ないが、この方は、昔からいろんな苦情を  
学校に言つていたことは間違いない。話を  
しますと、大昔のことをいろいろ言われま  
す。私の生まれる前の話までするので、「一  
体、どうせいちゅうにや」って感じです。

30年前ぐらいに今の場所に来られたので  
すが、今はもうない施設の話までされる。  
以前は、屎尿処理施設があつたんですが、  
その騒音とか臭いとかの苦情があつた。そ  
んな話を今されても、もうない施設ですか  
らどうしようもない。申し訳ないけど、「一  
種のクレーマーだろう」と思います。

■私が事務長になつたときには、もう、拗  
れきつていたし、裁判も始まつていました。  
前の事務長は弁護士に裁判対応をやらせて  
いたんですが、私の時になつて、学校も出

てこなければアカンということになつて、  
裁判に行きました。事情はよく分からない  
けど裁判に参加しているという状態でし  
た。

■和解協議も進めてもらつていたんです  
が、和解はだめだと頑として受け付けてく  
れない。窓を2重にして、エアコンも付け  
させてもらうという話をしていたんですけど  
が、喘息を持っているので、エアコンは一  
切使わないということで蹴られたと言う話  
です。しかし、現実には自分では2階にエ  
アコンついているんですよ。

■おかしなことに、冬場の雨の日に窓を開

けて、「うるさい」ってガーンと電話が  
掛かってきたことがあります。普通は、  
冬場の雨の日には窓を閉めてるもんやけ  
ど、見に行つたら空いてたんですよ。とに  
かく窓を開けたがるところがあります。

■なかなか普通にしゃべついても、騒音  
に関しては通じないことが多いんですね。  
とにかく、被害者意識が強いんです。確か

に、静かではないですから、被害があると

いうのは分かりますので、何とか話をしよ  
うと何回か行つたんですけど、根本的には  
学校は何も対策をしないやないかというこ  
となんです。裁判の途中やつたので勝手な

ことを言つたらいかんと思い、思い切つた  
ことは言わなかつた。

■防音壁についても全然アカンと、全部、  
室外機を撤去するまで戦うと。屋上に上げ  
るとか、反対側に持つていけどそれが主  
張です。ここにも何回か来てガンガンわめ  
いて、帰つてもえなくて、警察呼んで帰つ  
てもらつたことが何回かありました。ここ  
(玄関) では来客なんかも困りますんで、  
窓口で1時間でも2時間でも粘りますか  
ら。結局埒が明かず、帰り掛けの生徒を捕  
まえてワアワア言うんですわ、もう、とん  
でもない。

■とにかく周りの方を巻き込んでやられま  
す。県会議員や市会議員、文教課にも電話  
します。確かに、音がうるさく困つては  
るんやけれど、我々もできることはしてい  
るんですけどね、誠意が通じない。被害者  
意識が固まつていて、前の前の事務長の話  
までされるんで、そんなこと言われても  
ねー。

■学校へ来て怒鳴りまくります。もう、人  
だからが出来ます。もう、そんなこという  
ても埒が明かんので今日は帰つて下さいつ  
て言つても、「帰らへん、絶対帰らへん」  
て言つて、ガード怒ります。結局、警察呼

ぶまで帰らない。「警察呼ばなあかんのか、情けないやつちやな」で言つて帰ります。

■対応には苦慮します。ここまでしたん

だからこれは評価して欲しいと言つても、評価してくれません。色々説明はしている

んですよ。屋上に上げるのは、強度が弱いので上げられないとか。4階は増築してい

るのですが、特別に許可を得て建てている

んですが、それも「学校は市役所とつるんでやつてている」とか言われます。耐震補強

は工事的に困難なので建て替えたと思つていて、そのことを加藤さんにも話してい

るんですけど、予算の関係でなかなか進ま

ない。これも不信感を煽つてしまつている。

「前はすぐ建て替えるって言つてたやろ」つ

て言われる。

■反対側に持つていくというのも、梁を貫通しなければならないし、距離も長くなる

ので効率も落ちて難しいと説明しても、「なん

んでやー」って言うて聞いてくれません。

■実は、工事した時にあんまり挨拶に行つてない。最初に苦情があつた時に、前の事務長は、土日は動かさないと言つたんですねが、ところが平成17年から通信単位制と

いうのを始めたんですが、これは土日もやりますのでエアコンを動かすことになり、

これもまた不信感を買つた。そういうこともあります。もう、私がなんば言つてもアカンのですね。

■相手も人間的に問題あると思います。クレーマーであちこち迷惑をかけていると聞いています。近所でも鼻つまみもんやといふ話も聞きます。隣に競輪の会館があるんですけど、それを建てた時に外壁をアルミのパネルでやつたんですが、これが眩しいと言つて、全部やり変えさせました。反対側の隣りの坂本(仮名)さんでお宅があるんですけど、改築の時にうるさいということですけど、別のところにマンションを用意させはつたということです。これは聞いてる話ですからほんとかどうかは分かりませんが、そういうことで相手しにくいところがあります。

■(こういう問題の対応について問うと)、やつぱり、最初に誠意を持って対応しておることが大事なんかなと思います。裁判なんかできちつと話をするのも大事なんと違いますか。こつちは弁護士任せで、ちつとも出て行かなかつたですから。

かつてきて、学校にも来ます。冬にも電話がありますが、今年は掛かってこなかつたので逆にびっくりした。

■裁判では判決が出ますので、わたしはそれを肃々と守つてやつてゆくんですよと

言うんですが、まあ、つねに騒音のデシベルを計れている訳ではないので、その辺、対応が不十分やと思うてはると思いますわ。判決受けての対応ですけど、時間は掛かつたんですけど、室外機に防音カバーをつけるやつがあつて、それを200万掛けつたんです。ワンユニット分6台か7台分ですが、それで大分、音は下がつたと思うんですが、それを加藤さんが見てて、これではあかん、全部せなあかん言つてきかない。

■賠償金もすぐに持つて行つたんですよ。(1人) 10万言つたら、一番少なくて済んでるわけですからすぐ持つて行きました。受取書を持つて行つたんですが判を押してくれないんです。「何でそんなもん、それで終わると思うな」って言つうんです。「判決で書いてあるから受け取つてもらえませんか」って言つたんですけどダメなんですね。その後、誰かに相談して、それは受け取つてもいいんやつて言われたんでしょ

うね、後で受け取りました。

最初供託しようと思つたんですけど、供託もちょっと不自然やなつて弁護士に言われて、結局、半年か1年ぐらい経つて受け取つてもらつた。もう対応に苦慮するんですわ。「それで終わりにするつもりなんやろ（強い調子で）」って言われるし。判決では、50dB以下にしなさいって書いてあるので、ワンブロックにカバーつけたりしていりますけど、なかなか理解して頂けない。運用でも、いらないところは少しづつ減らしてゆこうということもやつていて。

■もう大分高齢なんですよ。裁判が始まつた時は、80やつたか85やつたかと思うんですけど、「わたしら、もうすぐ死ぬと思つてるんやろ（強い調子で）」って言いはるんです。そんな思うてへんけど、ちょっと耳遠なつてくれた楽やな（笑）とは思ひます。そんな気がないわけではないです。わたしら、そっこ一生懸命対応しているつもりなんですけど、静かな環境ではないやろし、電源入つた時はブゥーンていうんですよ。もう大分古いもんですから。あと何とか5、6年もたせて貰つて、校舎建て替えて、平成29年には何とかしたいと内部的には進めていますが、まだ財源の手当

てはできていません。

■学校は昔はどうか来て下さいというような存在だつたけれど、今はもう苦情対象です。うちでも、敷地の端にクラブボックスと言うのがあるんですが、そこでキャーキャーやつてるのがうるさいって、向かいのマンションの方から苦情が来ます。新聞配達やつてている人で、朝早いから昼間寝てるのかもしれません。文化祭で歌つてたらうるさいと言わたこともあります。世間的には厳しくなりました。

■エアコン訴訟については、今の方針で建て替えができたらクリアができるやろなど思つています。

### 3. 訴訟の判決文

#### 主文

1 被告は、原告らに対し、a市b町c番地において経営するA高等学校の第1校舎南側に設置しエアコン室外機のうち、別紙1の番号1ないし19記載の室外機を撤去せよ。

2 被告は、原告らに対し、金154万円を支払え。

3 被告は、原告らに対し、平成18年2月22日から上記各室外機撤去済みまで、1か月2万円の割合による金員を支払え。

4 原告らの被告に対する本件口頭弁論終結後の将来の不法行為に対する損害賠償請求を却下する。

5 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

#### 事実及び理由

##### 第1 請求の趣旨

c番地にA高等学校（全日制普通科、通信制普通科、以下「被告高校」という）を設置管理している。（弁論の全趣旨）

イ 原告らは、夫婦であり、昭和37年ころから、被告高校敷地の南側に隣接する土地（a市b町、以下「原告方敷地」という）で居住している。昭和37年当時、既に原告方敷地北側には、被告高校が存在した。（原告甲、弁論の全趣旨）

1 被告は、a市b町c番地において経営するA高等学校の第1校舎南側に設置しエアコン室外機のうち、別紙1の番号1ないし19記載の室外機を撤去せよ。

2 被告は、原告らに対し、金154万円を支払え。

3 被告は、原告らに対し、平成18年2月22日から上記各室外機撤去済みまで、1か月2万円の割合による金員を支払え。

##### 第2 事案の概要

本件は、被告が設置管理する高等学校の隣地で居住している原告らが、同高校で使

用しているエアコンの室外機から発せられる騒音が受忍限度を超えているとして、こ

ア 被告高校敷地は、不整形な形状をして

いるが、南側境界線の一部は概ね直線であ

り（以下「南側境界線」という）、その南

側には10軒余の居宅が立ち並んでいる。

南側境界線の北側に東西に長い4階建の校舎が建っている（「第1校舎」と呼ばれて

いる）。第1校舎と南側境界線との間の空

地部分の地上に、第1校舎で使用するエアコンの室外機56台（以下「本件各室外機」という）が並んで設置されている。（乙5）

イ 原告方居宅は、本件境界線の南側に立ち並ぶ居宅の1つであり、その中央付近に位置する。概ね南北に長い長方形の形状をしており、玄関は南側にある。被告高校に

##### （1）当事者

ア 被告は、教育基本法及び学校教育法に従い、仏教主義に基づき学校教育を行うことを目的とする学校法人であり、a市b町

本件は、被告が設置管理する高等学校の隣地で居住している原告らが、同高校で使

用しているエアコンの室外機から発せられる騒音が受忍限度を超えているとして、こ

ア 被告高校敷地は、不整形な形状をして

いるが、南側境界線の一部は概ね直線であ

り（以下「南側境界線」という）、その南

側には10軒余の居宅が立ち並んでいる。

南側境界線の北側に東西に長い4階建の校

舎が建っている（「第1校舎」と呼ばれて

いる）。第1校舎と南側境界線との間の空

地部分の地上に、第1校舎で使用するエア

コンの室外機56台（以下「本件各室外機」という）が並んで設置されている。（乙5）

向かつた北面には、1階にも2階にも窓がある。原告方敷地は、北側で約7・29メートルにわたって被告高校敷地と接している

(南側境界線のうち、原告方敷地との境界を「本件境界線」という)。原告方居宅と本件境界線との距離は、東側で約0・65メートル、西側で約1・6メートルである。

第1校舎と本件境界線との距離は、約7・68メートルである。(乙5、18、21) ウ 本件各室外機は、4か所にまとめて設置されており、1か所毎の台数は、東側から、14台、20台、18台、4台である(以下、順に「第1グループ室外機」「第2グループ室外機」「第3グループ室外機」「第4グループ室外機」という)。第1及び第2グループ室外機は2列に、第3及び第4グループ室外機は1列に、いずれも第1校舎と平行に設置されている。原告方居宅の真北に第3グループ室外機の東側の6台が位置する。原告方居宅は、第2グループ室外機からも距離が近い。(乙5)

エ 第1ないし第4各グループ室外機の南側に防音壁が設置されている。本件境界線から防音壁までの距離は、約4・46メートルである。(乙5)

オ 本件各室外機は、騒音規制法2条1項

の「特定施設」に該当し、被告高校は、同法2条2項の「特定工場等」に該当する。

### (3) 本件騒音問題の経緯

ア 被告高校では、昭和63年ころ自習室等に、平成5年ころコンピュータ一室にそれぞれエアコンを設置したが、更に平成7年ころ、全教室にエアコンを設置した。そ

の際、被告は、室外機を第1校舎南側の地上に並べて設置した。その理由は、第1校舎が、もともと3階建の建物を増築して4階建にしたものであつて、屋上の強度が弱く、屋上にエアコン室外機を設置すること

ができるなかつたこと、第1校舎は、南側に教室が、北側に廊下があり、北側地上に設置するには、配管のために梁に穴を貫通させが必要があるが、その場合、建物の強度を弱める結果になること、北側地上には室外機を設置するスペースが乏しかつたこと

にあつた。(弁論の全趣旨)

平成7年3月20日、被告は、市長に対し、騒音規制法6条に基づく特定施設の設置の届出をし、そのころ、第1校舎の全教室に設置したエアコンの運転を開始した。これらのエアコンは、夏場の冷房、冬場の暖房に運転された。原告らは、運転時に本件各室外機から発する騒音(以下「本件騒

音」という)を大変苦痛に感じ、被告高校の職員に対して直接苦情を訴えたほか、次のような措置をとつた。(乙12ないし17、弁論の全趣旨)

(ア) 平成8年7月ころ、市環境課に苦情を訴えた。

(イ) 平成9年6月ころ、市環境課に苦情を訴えた。

(ウ) 平成10年5月ころ、市に抗議をした。

(エ) 平成10年7月ころ、市の市会議員に苦情を訴えた。

(オ) 平成16年8月、市議会議長宛に、「平穏な住環境を取り戻すための陳情」をし、被告に対する行政指導を求めた。これについては、平成16年9月14日、同年12月10日、平成17年3月14日に開かれた建設環境常任委員会でいずれも継続審議となり、同年5月13日の同委員会で不採択とされた。なお、同年4月13日には市によつて、現地で騒音測定がなされたが、その結果は、第1校舎のエアコン運転時に本件各室外機が発する騒音は、騒音規制法による規制値である50デシベルを超えていないとされた。

ウ 平成7年に第1校舎のエアコンの運転が開始された後、原告らから苦情が寄せら

れたこと、市からの指導があつたこと等から、被告は、次のとおり、4度にわたって、防音壁設置工事をした。設置された防音壁（以下「本件防音壁」という）の配置図、平面図、立面図、断面図は、別紙2記載のとおりである。（乙5、弁論の全趣旨）

（ア）第1回工事（平成7年8月）  
次の防音壁を5か所に設置した。これに669万5000円を要した。

a 第1グループ室外機の南側に高さ2.55メートル、幅7.14メートルの防音壁（以下「防音壁A」という）

b 第2グループ室外機の南側に高さ2.55メートル、幅11.975メートルの防音壁（以下「防音壁B」という）

c 第3グループ室外機のうち、東側10台の南側に高さ約2.55メートル、幅8メートルの防音壁（以下「防音壁D」といいう）

d 第3グループ室外機のうち、西側8台の南側に高さ2.55メートル、幅7.1メートルの防音壁（以下「防音壁E」という）

e 第4グループ室外機の南側に高さ約2.05メートル、幅6.13メートルの防音壁（以下「防音壁H」という）

（イ）第2回工事（平成8年1月）  
防音壁Bと同Dの間隙部分に高さ約2.5メートル、幅8.154メートルの防音壁（以下「防音壁C」という）を設置した。

（ウ）第3回工事（平成10年7月）  
防音壁Dに接して南側に、高さ4.5メートル、幅8メートルの防音壁（以下「防音壁G」という）を設置した。これに102万9000円を要した。

（エ）第4回工事（平成12年6月）  
防音壁Cに接して南側に、高さ4.33メートル、幅8.154メートルの防音壁（以下「防音壁F」という）を設置した。これに110万2500円を要した。

（4）騒音に関する公法上の基準  
ア 原告方居宅及び被告高校が存在する地域は、都市計画において、第2種住居地域と定められている。

イ 騒音規制法  
(ア) 騒音規制法は、都道府県知事に対し、騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等「特定施設」（工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるもの）を設置する工場又は事業場において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定すると、地域を指定するときは、環境大臣が定める基準の範囲内で、時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めることを義務づけている（同法3条1項、4条1項）。

(イ) これを受けて、昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」は、騒音の規制に関する基準を、「デシベル」を単位として、区域の区分、時間の区分毎に定めているが、その外、騒音の測定方法等について、次の一とおり定めている。

a デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

b 騒音の測定は、計量法71条の条件下合格した騒音計を用いて行う。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を要した。

（エ）第4回工事（平成12年6月）  
防音壁Cに接して南側に、高さ4.33メートル、幅8.154メートルの防音壁（以下「防音壁F」という）を設置した。これ

に110万2500円を要した。

(4) 騒音に関する公法上の基準

ア 原告方居宅及び被告高校が存在する地域は、都市計画において、第2種住居地域と定められている。

#### イ 騒音規制法

(ア) 騒音規制法は、都道府県知事に対し、騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等〔特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるもの）を設置する工場又は事業場〕において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定するこ<sup>と</sup>、地域を指定するときは、環境大臣が定める基準の範囲内で、時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めることを義務づけている（同法3条1項、4条1項）。

(イ) これを受け、昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」は、騒音の規制に関する基準を、「デシベル」を単位として、区域の区分、時間の区分毎に定めているが、その他、騒音の測定方法等について、次の

とおり定めている。

a デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの

計量単位をいう。

b 騒音の測定は、計量法71条の条件に

合格した騒音計を用いて行う。この場合に

おいて、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性いて、上記値から5デシベルを減じた値とする旨を定めている。

(エ) また、平成7年12月25日条例第33号、条例33条1項は、知事に対し、

特定期間等における事業活動に伴つて生じる騒音について、特定工場等の設置者が遵守すべき基準を規則で定めなければならぬ旨定め、平成8年3月14日規則第5号、条例施行規則第5条別表第4の5は、

規制基準を適用する地域、区域の区分、規制基準、騒音の測定方法について、平成1

2年8月18日告示第500号「騒音規制法に基づく地域の指定」、昭和45年5月

1日告示第250号「指定された地域における規制基準」、昭和43年11月27日

厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」と同一の定めをした上、

騒音の測定場所について、「工場等の敷地

境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定することができるものとする」と定めている。

#### ウ 環境基本法

環境基本法は、政府に対し、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されるとが望ましい基準を定めることを義務づけており（同法16条1項）、これを受けて、

平成10年9月30日環境庁告示第64号「騒音に係る環境基準について」は地域の類型及び時間の区分ごとに環境基準をもうけ、各類型を当てはめる地域は都道府県知事が指定することとしている。そして、昭和51年8月24日告示第479号「騒音に係る環境基準の地域の類型指定」による

と、市の第2種住居地域は「B」に指定されている。上記環境庁告示によると、B地域の環境基準は、昼間（午前6時から午後10時までの間）は55デシベル以下とさ

れている。更に、上記環境庁告示は、環境基準の評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、騒音の評価手法は、等価騒音レベル（不規則か

つ大幅に変動する騒音を、これとエネルギー的に等価の、変動しない騒音レベルに置き換えて表示した評価量の1つで、騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内で、これと等しい平均二乗音圧を与える連続定常音の騒音レベルをいう)によるものとし、測定は、計量法71条の条件に合格した騒音計を用いて行い、周波数補正回路はA特性を用い、測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z873-1によること等が定められている。

(5) 本件現場での騒音測定の結果

本件騒音については、都合5回にわたって測定がおこなわれた。その結果は、次のとおりである。

ア 第1回測定

市によって、平成9年2月6日午前8時10分から20分までの間、測定がなされた。その結果は、52デシベルから55デシベル程度であった。測定に使用した機器は、リオンNA-20型であるが、他の測定条件は不明である。(甲1)

イ 第2回測定

市によって、平成16年9月13日午後1時30分00秒から1時40分29秒までの間、測定がなされた。その結果は、別

表1記載のとおりであり、市は、最大値の平均( $L_{max}$ )が59.3デシベル、最小値( $L_{min}$ )が48.1デシベル、等価騒音レベル( $L_{eq}$ )が51.6デシベルである。規制基準を超過していると判断した。なお、測定条件は不明である。(甲3、乙13(6)3頁))

#### ウ 第3回測定

市によって、平成17年4月13日午前11時00分00秒から11時09分59秒までの間、測定がなされた。11時00分から2分間及び11時07分から3分間、第1校舎のエアコンが運転された。測定は2か所(原告宅側と防音壁内側とされているが、具体的な場所は不明である)でなされ、その結果は、別表2の(1)(2)記載のとおりであり、エアコン運転中の等価騒音レベル( $L_{eq}$ )は、原告宅側では、45デシベル程度で、50デシベルに遠く及ばず、防音壁内側で55デシベル程度であった。使用機器は、リオン騒音計NL-06が2台であるが、その他の測定条件は不明である。(甲4の1ないし3、乙16(2)0頁、添付の表2枚及び「A学園の校舎と冷暖房機・防音壁について」と題する書面)

#### エ 第4回測定

市によって、平成19年9月12日午前8時13分ころから8時32分ころまでの間、測定がなされた。同時に、本件訴訟の進行協議期日が現地で開かれ、当職も測定状況を確認した。測定器としては、リオン普通騒音計NL-06が2台使用され、その設置場所は、1台が原告方居宅居間、1台が原告方居宅北側の本件境界線上であった。被告は、その主張にかかる通常運転(4教室(設定温度27度)、生物準備室(同27度)、被服準備室(26度)、通信第1職員室及び同第2職員室(同28度)を運転)、通常の最大数運転(通常運転に加え、ドレスメイキングルーム(設定温度26度)、生物室(同27度)、調理室2室(同25度)、書道室(同27度)、セミナー室(同27度)を運転)、最大数運転(第1校舎の全エアコンを運転)を順次行い、それについて測定がなされたが、本件境界線上での測定結果によると、運転開始から50デシベル程度であり、通常運転時、通常の最大数運転時においても顕著な差はない、最大数運転時において、53デシベル程度を記録したに止まつた。なお、当日は9月中旬としては涼しく、外気温は、午前9時においても23度2分にすぎなかつ

た。（甲5、弁論の全趣旨、当裁判所に顯著な事実）

オ 第5回測定

原告らから依頼を受けた株式会社環境工房によつて、平成20年1月18日（金）午前7時51分から8時31分までの間、

測定がなされた。この測定については、事前に被告側には知らされていなかつた。測定場所は、原告方居宅北側の本件境界線上で、地上1・5メートルの地点であつた。

測定方法は、計量法第71条の条件に合格した騒音レベル計を用い、日本工業規格乙8731に準じる方法によつた。騒音の大さの測定は、暗騒音（対象音がないとき）のその場所の騒音、すなわちエアコンの運転開始前の騒音）は、指示値が不規則かつ大幅に変動したので、測定値の90パーセントレンジの上端の数値（LA5）とされ、エアコンの稼働中は、指示値の変動が少なかつたのでその指示値とされた。その結果、評価値は、次のとおりとなつた。（甲6）

（ア）午前7時51分から午前8時01分（暗測定） 46デシベル  
（イ）午前8時01分から午前8時11分（稼働中） 51デシベル  
（ウ）午前8時11分から午前8時21

分（稼働中） 50デシベル

（エ）午前8時21分から午前8時31

分（稼働中） 52デシベル

は、次のとおりである。（甲6）

2 当事者の主張

（1）原告らの室外機撤去請求の可否

【原告らの主張】

本件騒音は、次の事実によると、原告らにとつて受忍限度を超えて違法であり、原告らは、静謐な環境の下で平穏な生活を當む人格権を侵害されているから、人格権に基づく差止めとして、被告に対し、請求の趣旨1項記載のエアコン室外機19台の撤去を求めることができる。

ア 本件騒音は、再三、騒音規制値である50デシベルを上回つてゐる。

イ 本件騒音によつて、原告らには、不快感、圧迫感、落ち着かない、立腹しやすい、集中力や思考能力の低下、神経過敏、焦燥感等が生じてゐる。また、胃液の分泌減少、自律神経のアンバランス、内分泌系の異常、体調不良、慢性疲労、ストレスによるアレルギー症状等を來してゐる。

【被告の主張】

ア 被告が第1校舎のエアコン室外機を第1校舎南側地上に設置したのは、第2の1（3）アに記載したとおりの理由によるものであつて、これはやむを得なかつた。

イ 被告は、原告らの要請に応え、多額の費用をかけて4度にわたつて防音壁設置工事をしてきた。

ウ 近時、被告は、電力消費を少しでも少なくし、経費を節約するため、使用していない部屋にはエアコンを作動させないよう工央している。

エ 被告においては、「エアコン使用規定」を定め、使用期間（夏季は6月20日から9月20日まで、冬季は12月1日から3月20日まで）、使用条件（夏季は、室温28度以上、冬季は、室温12度以下）、使用時間（始業10分前から授業終了時限まで）等を定めて、秩序あるエアコンの使用に努めている。

（2）原告らの損害賠償請求の可否

【原告らの主張】

上記のとおり、本件各室外機が発する騒音は、原告らにとつて受忍限度を超えて違法であり、この点について被告に少なくとも過失があることは明らかであるから、原

る。

告らは被告に対し、過去（平成6年6月から平成18年1月まで）の損害賠償として154万円、将来（訴状送達の日の翌日である平成18年2月22日から請求の趣旨ある平成18年2月22日まで）の損害賠償として1か月2万円の割合による金員の各支払を求める。

#### 【被告の主張】

上記のとおり、原告らの本件各室外機からの騒音被害は受忍限度を超えていないから、原告らの損害賠償請求は理由がない。

#### （3）被告の消滅時効の主張の当否

#### 【被告】

仮に、被告に損害賠償義務があるとしてもア 平成15年2月8日以前の騒音被害についての原告らの損害賠償請求権は、本件訴訟提起までに消滅時効が完成した。

イ 被告は、答弁書の送達によって原告らに対し、上記消滅時効を援用した。

#### 【原告らの主張】

本件における被告の不法行為は継続的行為であり、消滅時効は、その行為が終了した時点から進行を開始する。よって、本件においては、消滅時効は完成していない。

#### 第3 当裁判所の判断

#### 1. 原告らの室外機撤去請求の可否（争点

（1）

（1）人は、その居住場所において、静謐な環境の下、平穏な生活を営む人格的利益を有しており、この利益は排他的な性質を有するというべきであるから、他の者がその居住場所に到達させた騒音によって上記人格的利益を違法に侵害された場合には、他の者に対し、その侵害行為の差止めを求めることができるというべきである。

（2）もつとも、人が社会の中で生活を営む以上、他の者が発する騒音に晒されることは避けられないのだから、その騒音の侵入が違法というためには、被害の性質、程度、加害行為の公益性の有無、態様、回避可能性等を総合的に判断し、社会生活上、一般に受忍すべき限度を超えているといえども、騒音の防止の方法等に関する計画の変更を勧告、命令することができ（開法9条、12条1項、2項）、命令に違反した者に対する罰則を課すこととされている（開法29条）。他方、環境基本法は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とするものであつて（同法1条）、環境

と環境基本法による環境基準がある。騒音規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うこと等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする（開法1条）もので、指定区域内に特定工場等を設置している者は、規制基準の遵守を義務づけられており（同法5条）、市町村長は、特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわると認めたときは、騒音の防止の方法等に関する計画の変更を勧告、命令することができ（開法9条、12条1項、2項）、命令に違反した者に対する罰則を課すこととされている（開法29条）。他方、環境基本法は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とするものであつて（同法1条）、環境

基準としては、騒音規制法による規制基準

基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている（同法16条1項）。

そうすると、環境基準が、いわば政策目標であるのに対し、規制基準は、特定工場等の設置者に遵守を義務づけて周囲の居住者の生活環境の保全を図ろうとするものである。そして、被告は、特定工場等である被告高校の設置者として、規制基準の遵守を義務づけられているのであるから、本件騒音が規制基準を超えている場合は、特段の事情がない限り、受忍限度を超えているものと認めるのが相当である。

そこで、本件各室外機から発する騒音が規制基準を超えているか否かを検討する。

(ア) 本件各室外機が発する騒音について、受忍限度判断の基準とすべき規制基準は、昼間において、「50デシベルである」と解するべきである。被告高校は、学校教育法1条に定める学校であるところ、昭和45年5月1日告示第250号「指定された地域における規制基準」によつて、学校の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、本来の第2種区域の規制基準であ

る50デシベルから5デシベルを減じた45デシベルとする旨の特例が定められているが、これは、学生、生徒が静謐な環境下において勉学に取り組めるよう特別の配慮をする趣旨であるから、一般の居住者では、上記特例を適用するのは相当でない。

(イ) 第1回ないし第5回測定の評価  
a 第1回測定は、規制基準を上回つていた可能性が強いが、具体的な測定条件が不明であるため、上回つていたと断定することはできない。

b 第2回測定は、規制基準を上回つてい

た可能性が強いが、等価騒音レベルで評価して、規制基準による評価方法と異なるほか、具体的な測定条件が不明であるため、上回つっていたと断定することはできない。

e 第5回測定は、被告に知らされないで

行われたから、第1校舎のエアコンが作為なく運転された時の騒音が測定されたものと認められる。そして、その測定方法も評価の手法も、規制基準について定められた方法に則つていると認められる。そうする

と、第5回測定の評価値は、51、50、52であるから、3回のうち2回は規制基準を超過していたことになる。もつとも、弁論の全趣旨によると、日本工業規格Z8731では、暗騒音と対象音との差が4ないし5デシベルのときは「マイナス2」の、6ないし9デシベルのときは「マイナス1」の暗騒音補正を要することが認められるから、第5回測定においても、少なくとも「マ

要な要素になるところ、これを認めるに足る証拠がない。そうすると、第1校舎のエアコンの通常の運転時の騒音を評価するについて、第3回測定の結果を参考にすることはできないというべきである。

d 第4回測定は、第1校舎エアコンの運転条件、測定条件は特定できるが、当日の外気温が設定温度以下であったから、第1校舎のエアコンの通常の運転時の騒音を評価するについて、第4回測定の結果を参考にすることはできない。

c 第3回測定は、具体的な測定条件が不明であるほか、証拠（証人B）によると、被告職員の立会の下で実施されたことが認められるが、実施日が4月13日であつて本来エアコンの運転をしない時期であるか、測定時にした運転が、暖房運転であつたにしろ、冷房運転であつたにしろ、どのような条件下でエアコンを運転したかが重

「イナス1」の補正が必要であるというべきである。また、本件防音壁の存在によつて、原告方では、1階よりも2階の方が到達する騒音レベルが高いと認められるから、到達する騒音レベルを測定するためには、本件境界線上の高さ4・5メートルないし5メートルの地点で測定するのが相当であつたというべきであり、その場合、上記評価値以上の評価値が出た可能性が高いというべきである。

(ウ) 本件騒音の程度は、第1校舎の各教室に設置されたエアコンのうち何台を運転するか、エアコンの設定温度、外気温等によつて様々である。第5回測定の結果は、上記の検討の結果によれば、規制基準を若干上回る程度であるというべきであるが、このときのエアコン運転の状況が不明であるから、第1校舎でエアコンが運転されるときに、常に規制基準を上回つていると認めることもできないし、第5回測定時が特別であつて、通常は規制基準を下回つていると認めることもできない。しかしながら、少なくとも、第1校舎のエアコンが運転される場合、原告敷地との境界線上において、規制基準を前後する騒音が到達しており、規制基準を超えている時間帯も相当程度あ

るものと推認するのが相當である。

ウ 原告らが受けた被害について、証拠(原告甲、同乙)によると、次の事実が認められる。

(ア) 平成7年当時、原告甲は会社勤めをしており、昼間は原告方居宅にいなかつた。その後、退職して昼間も自宅で過ごすようになつたが、本件騒音のために神経がいらしくなるようになり、その影響で夜も熟睡できないようになつた。

(イ) 原告乙は、平成7年以前から、原告方居宅で二ツト編みや糸撚の仕事をしていくが、本件騒音のため、仕事に集中できなくなり、これらの仕事を辞めた。また、本件騒音のために、食欲不振になり、消化器の調子が悪く、医者の診察を受けたところ、神経症と診断され、平成7年夏に約1月間、通院した。平成12年ころにはジンマシンが出て、その後約3年間通院した。今でも時々ジンマシンが出る。最近は、騒音のために頭痛がする。

(ウ) 原告らは、本件騒音は、以前は、午前7時30分ころから午後5時30分ころまで続いていたおり、近年は、午前7時50分ないし55分から午後5時ないし5時30分ころまで続いていると認識している。

る。4度にわたつて本件防音壁の設置工事がなされたが、原告らは、その効果があつたとは感じていない。但し、最近は、被告高校の生徒数が減つて第1校舎の4階を使つていないので、平成7年当時の騒音よりは改善されていると感じている。

(エ) 夏期は、原告方居宅の窓を開けていており、昼夜も自宅で過ごすようになつたが、本件騒音のために神経がいらしくなるようになり、その影響で夜も熟睡期は、原告方居宅も窓を閉めているので、本件騒音による苦痛は夏期よりは軽減される。

エ 証拠(乙1、証人B)によると、被告高校においては、「エアコン使用規定」を定め、使用期間(夏季は6月20日から9月20日まで、冬季は12月1日から3月20日まで)、使用条件(夏季は、室温28度以上、冬季は、室温12度以下)、使用時間(始業10分前から授業終了時間まで)等を定め、被告高校におけるエアコンの運転は、事務次長兼管財課長が管理することとしていることが認められる。もつとも、証拠(証人B、乙32)によると、現実には、始業(午前8時30分)の10分前ではなく、午前8時ころからエアコンの運転を開始しているし、夜間も、教師が残業するときや生徒が学校行事の準備等で居

残るときは、エアコンが運転されていることが認められる。また、設定温度も、第2の1(5)工に記載したように、教室によつては、25度ないし27度とされていることに留意を要する。被告が本件騒音問題に對してとつた対策として、証拠上認められるのは、本件各防音壁の設置工事をしたことのほかは、上記「エアコン使用規定」を定めたことのみである。

オ 以上の事実に基づいて検討する。

(ア) 第1校舎のエアコンを運転することによって本件各室外機から原告方居宅敷地に到達している騒音は、規制基準を前後するレベルであり、規制基準を超えている時間帯も相当程度ある。

(イ) 第1校舎のエアコンが運転されるのは、夏季は6月20日から9月20日まで、冬季は12月1日から3月20日までであり、休日は、行事やクラブ活動等のために運転されることがあるが、運転される台数は平日よりは少ないと考えられる。そして、その時間帯は、原則的には、午前8時前後から午後5時すぎまでであるが、夜間にまで及ぶことがある。原告らは、一日中原告方居宅で生活しているのであるから、騒音によつて原告らが受けている精神的苦痛

は、とりわけ夏期においては重大であり、これによる身体症状が、原告乙が平成7年ころに神経症と診断されて約1月間通院した以外には生じていない（原告乙のジンマシンについては、騒音からくるストレスが原因である可能性を否定はできないが、積極的に騒音が原因であるとまで認めるに足る証拠はない）としても、到底軽視できるものではない。

(ウ) 被告が、平成7年に第1校舎の全教室にエアコンを設置した際、第1校舎の強度の点から、室外機を屋上に設置できず、地上に設置したのはやむを得なかつたといふべきである。しかし、多数の室外機を、第1校舎北側ではなく、隣接家屋が建ち並んでいる南側に設置したことについて、首肯できる理由は説明されていない。梁を貫通させなくとも各教室から第1校舎北側地上まで配管することは可能であつたと考えられる。

(オ) 以上の事実を総合すれば、本件騒音は、原告らが受忍すべき限度を超えているといえがたい。

(エ) 被告は、原告らの苦情に対し、平成12年6月までは、4度にわたつて多額の費用をかけて防音壁を設置しており、これ超える騒音の到達を差し止める具体的方法として特定請求しているものと解せられる。しかしながら、その後は、市がした第2回測定で、等価騒音レベルが51・6デシベル

ルという結果が出たのにもかかわらず、何らの対策をとらなかつた。せつかくエアコン使用規定を定めながら、これも遵守されていない。本件訴訟においては、裁判所の仲介によつて和解協議が続けられたが、被告は、騒音レベルを下げるための実効的な対策の提案を全くしなかつた（当裁判所に顕著な事実）。一部の室外機の移転、騒音の小さな機種への更新、防音壁の強化等、具体的な対策を検討することが困難とは考えがたい。

(オ) 以上の事実を総合すれば、本件騒音は、原告らが受忍すべき限度を超えているといふべきであり、今後も規制基準を超える騒音が原告方敷地に到達する現実的な危険性があるから、原告らは、被告に対し、規制基準を超える騒音が原告方敷地に到達することの差止めを求めることができるといふべきである。

(3) ところで、原告らは、本訴において、本件各室外機のうち、別紙1記載の番号1ないし19記載の室外機の撤去を求めていが、これは、原告方敷地への受忍限度を超える騒音の到達を差し止める具体的方法として特定請求しているものと解せられる。しかしながら、本件騒音が規制基準を

超えているのはいえ、その程度は僅かであり、これを規制基準以下に抑えるためには、室外機の撤去だけではなく、防音壁の強化、騒音の小さな機種への更新、設定温度の変更等、様々な方法が考えられるところ、被告には、本件騒音を規制基準以下に抑える義務があるが、そのためにはどのような方法を採用するかは、個々の方法に要する費用、個々の方法によって想定される効果、個々の方法が与える影響等を勘案して、被告において自由に選択することを容認するべきである。そうすると、原告らの被告に対する差止め請求については、上記各室外機の撤去請求は許されず、原告方敷地に50デシベルを超える騒音の到達を差し止める、いわゆる抽象的不作為請求の限度で認容すべきものと解せられる。そして、その測定は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省一連輸省告示1号）に則った方法でなされるべきである。

## 2 原告らの損害賠償請求の可否（争点）

### （1）過去の損害賠償について

上記のように、現在においても、原告方敷地に規制基準を超える騒音が到達している

から、これを規制基準以下に抑えるためには、室外機の撤去だけではなく、防音壁の強化、騒音の小さな機種への更新、設定温度の変更等、様々な方法が考えられるところ、被告には、本件騒音を規制基準以下に抑える義務があるが、そのためにはどのような方法を採用するかは、個々の方法に要する費用、個々の方法によって想定される効果、個々の方法が与える影響等を勘案して、被告において自由に選択することを容認するべきである。そうすると、原告方に対する差止め請求については、上記各室外機の撤去請求は許されず、原告方敷地に50デシベルを超える騒音の到達を差し止める、いわゆる抽象的不作為請求の限度で認容すべきものと解せられる。そして、その測定は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省一連輸省告示1号）に則った方法でなされるべきである。

### （2）将来の損害賠償について

既に認定した原告らの精神的苦痛の内容、程度、その他本件で現れた一切の事情を考

時間帯が相当程度あるところ、この状態は、平成7年に本件各室外機を設置した当時から継続しているものと推認するのが相当であり、これは、受忍限度を超えるものというべきである。しかしながら、被告は、平成12年6月まで、4度にわたり、合計約950万円の費用をかけて騒音レベルを下げるための対策をとったのであるから、当時の被告に、故意過失があると認めることはできない。

もつとも、第4回工事が完了した後にはされた第2回測定において、市は、なお、原告方居宅敷地に到達している騒音は規制基準を超過していると判断しており、その測定結果及び市の判断が被告に伝達されなかつたとは考えられないが、被告は、これに対して新たな対策をとらなかつた。そうすると、第2回測定が行われた翌月である平成16年10月以降、今日まで、被告が何らの対策をとることなく、原告方敷地に規制基準を超える騒音を到達させたことについて、被告に故意又は過失が認められ、これを不法行為と評価するべきである。そして、これによつて原告らが被つた損害は、既に認定した原告らの精神的苦痛の内容、程度、その他本件で現れた一切の事情を考

慮して、原告らそれぞれについて各10万円と評価するのが相当である。

なお、不法行為と評価したのは、平成16年10月以降の被告の行為であるから、争点（3）については検討する必要がない。

### （2）将来の損害賠償について

将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる（民訴法135条）。そして、継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害賠償請求権については、その基礎となるべき事実関係・法律関係がすでに存在し、その継続が予測され、請求権の成否・内容につき債務者に有利な影響を生ずる事実の変動としては、あらかじめ明確に予測しうる事由に限られ、しかも請求異議の訴えによつてその主張をしなければならないとの負担を債務者に課しても不当とはいえないときのみ将来の給付の訴えを提起できると解するべきである（昭和56年12月16日最高裁判所大法廷判決・民集35巻10号1369頁参照）。

本件についてこれをみると、今後、被告において原告ら宅敷地に騒音を到達させる行為が違法性を帯びるか否か、及びこれによつて原告らが受ける損害の有無、程度は、

今後の第1校舎のエアコンの運転台数、運転時間及び設定温度等の運転状況、被告によつてハード面での騒音防止対策がなされれば、その対策内容等によつて左右されるから、損害賠償請求権発生の基礎となるべき事実関係・法律関係の継続が予測されるとしても、請求権の成否・内容につき債務者に有利な影響を生ずる事実の変動があらかじめ明確に予測しうる事由に限られるとはいえず、このような損害賠償請求権の成立要件の具備については、請求者においてその立証の責任を負担するべきものと解せられる。

そうすると、原告らの損害賠償請求のうち、将来の損害の賠償を求める部分については、権利保護の要件を欠き、不適法といふべきである。

3 以上の検討の結果によれば、原告らの被告に対する差止め請求は、主文1項の限度で正当として認容するべきであり、その余は失当として棄却するべきであり、損害賠償請求のうち、口頭弁論終結までの不法行為に対する損害賠償請求は主文2項記載の限度で正当として認容するべきであり、その余は失当として棄却するべきであり、口頭弁論終結後の将来の不法行為に対する

損害賠償請求は不適法として却下するべきである。訴訟費用の負担については、民訴法61条、64条本文、65条1項を適用する。主文1項についての仮執行宣言は相当地ないから、主文2項についての仮執行宣言はその金額に照らして必要がないから、いずれも付さない。

地方裁判所 裁判官

#### 4. ブラブル防止・解決のための事案分析および解説

本件係争は、形式上は、学校に設置されたエアコン室外機から発せられる騒音が、騒音規制法に係わる規制基準を超えて違法なものかどうかが争われたものであるが、その本質は、これまで示してきた当事者へのヒアリング調査結果からも明らかのように、典型的な近隣トラブルである。その中でも、幾つかの特徴的な点があり、その主なものを列挙すると次のようになる。

(1) 個人と組織の近隣トラブルであり、学校法人（私立高等学校）が苦情対象となつた事例であること。

(2) 概ね11年に亘る近隣間の長期の争いの後、訴訟に発展していること。

(3) 判決後も、ほぼ判決前と同様の紛争状況が継続していること。すなわち、訴訟が紛争解決に全く効果を發揮しなかつたこと。これらの点を踏まえて、本事案の分析と解説を行う。

##### 4. 1 地域社会における学校の存在

学校や幼稚園といった教育施設に対する苦情は、1990年代後半頃から急激に増えてきた。その中心となるのが、授業や運動会などの生徒の声やブラスバンドなどの課外活動の音、学校施設から発せられる機械音などの騒音問題である。騒音問題という面から学校というものを考えた場合、地域社会の中でその存在は実際に厄介な代物である。まず、学校が音の発生施設であることは否めないが、その建物は通常、地域社会の中の最も閑静な場所に立地している。騒音規制法でも学校から50m以内の地域は規制値から更に5dBを減ずることができるとしている。これは学校周

囲の環境として静穏を確保する目的であるが、その静かな環境の中に音の発生施設があるのだから、喧騒な場所にある騒音規制法の特定工場以上に周囲への影響が考えられることは当然である。さらに、学校の場合はお互い様が全く成立しない。近隣同士の場合には、相手に多少の問題があつても、同じように自分たちの方にも何か迷惑をかけているかもしれないという配慮からお互い様で済まされる場合もあるが、学校の場合には、近隣住宅から学校へ何らかの騒音が発生する状況などは通常は考えられず、近隣だけが一方的に音を聞かされることになる。また、学校があることにより近隣住民が得られるメリットは、学校施設を時折利用できるぐらいのものであり、病院などのように存在自体が地域住民の利益になることはない。通学児童がいる場合には保護者はステークホルダーとなるが、それも卒業してしまえば縁が切れてしまう。このように、学校というのは客観的に見れば騒音苦情が発生しやすい条件を備えた施設であることは間違いない。いわば迷惑施設である。しかし、これまでには社会全体が音の問題に寛容であったことと、教育機関としての特別な扱いが地域社会で認容されてきたため、苦情には繋がらなかつた。例えば、拡声器による暴騒音規制条例でも、学校の運動会などでの拡声器の音は、選挙運動や災害時の放送などと同様にその規制対象から外されている。ところが、社会全体の感性が変化し、特別扱いを認めないような風潮が定着してくると、もともとの不利な条件だけが顕になつてきただということが現状である。いわば、過去の病院的存在から現在の工場的存在へと社会の見方が変わってきたのである。今回的事案では、正に学校が特定工場の扱いとなつたわけであるから、その点で大変に象徴的な事案でもあると言える。

## 4. 2 誠意ある初期対応の重要性

当訴訟においては、高校のエアコン室外機からの騒音が規制値を超えているかどうかが大きな争点となっているが、今回の事案を近隣トラブルという観点から眺めた場合、最も大きな問題点は高校側の初期対応の在り方である。その問題点を整理すると以下の通りである。

室外機の設置に先立つて1年前から造成工事を実施しているが、この時に近隣住民への十分な説明がなされていないため、騒音問題が発生する以前から高校側への不信感を住民に植え付けてしまっている。では、なぜ高校は説明をしなかったか。それは、

説明をすれば工事段階で反対されると考えたからであり、室外機を設置してしまえばそれで諦めるだろうという考え方からである。このような考え方の根本には、学校は地域社会の中で特別な存在（何かあっても大目に見てもらえる存在）であるというような意識と、そもそも学校があり、そこへ住民が後から近づいてきた（先住関係）のだから、何かあっても当然我慢すべきだという意識の2つがあつたと思われる。後者については、実際に高校教員が住民に向かつて、

『何をいうとる。学校のねき（すぐ横）にいたら、こんなこと当たり前やろ。ここが安いから買って来たんやろ』

といつてている。このような発言（暴言）が出るのは、高校内でこのような意識が常日頃から醸成され、語られていたため、とつさの場合の発言で飛び出してしまったのであろう。これは、近隣対応の在り方（誠意ある対応）に対する組織内での意識の統一を日常的に行うことの重要性を示唆している。教員のこの発言は、いわば決定的な宣戦布告であり、不信感を持っていた近隣住民に強

い反感を持たせてしまった事例である。この初期対応のまずさが、以後連綿と続く当トラブルの発生を決定付けた原因であり、一旦、拗れてしまうとその解消は甚だ困難である。

その後の対応も貫して後ろ向きであり、状況からやむなく最低限の対策を行つたという状況である。相手からの苦情により、対策を無理にやらされているという感覚が常に支配しており、相手に対する誠意ある対応をしようという態度は全く見られない。この心理 자체が、紛争を継続させ、エスカレートさせていることへの発想が欠けているといえる。

## 4. 3 当事者双方に被害者意識の矛盾

高校側が初期対応で誠意に欠ける対応を行つてしまつた原因は、相手に対する予断に基づいた自己防衛的な対処という側面があると推察される。すなわち、相手を外敵として敵視する意識が、自己防衛のために不必要に攻撃的な言動を取らせてしまつたと言える。相手に対する敵意は以下の発言でも明らかであり、相手をクレーマーだと認識することで、その攻撃から自分を守らないといけないという被害者意識が生まれ、それが相手に対する対応の硬化に繋がつている。

『昔からいろんな苦情を学校に言つていたことは間違いない。話をしますと、大昔のこといろいろ言われます。私の生れる前の話までするので、「一体、どうせいちゅうにや」って感じです。申し訳ないけど、「一種のクレーマーだろう」と思います。』

『相手も人間的に問題あると思います。クレーマーであちこち迷惑をかけていると聞いています。近所でも鼻つまみもんやという話も聞きます。』

『対応には苦慮します。ここまでしたんだからこれは評価して欲しいと言つても、評価してくれません。』

高校側の当事者は極めて理性的であり、初期対応で高校側に問題があつたことも理解しているが、それでも自分たちが過剰な苦情による被害を受けているという被害者意識を拭えないでいる。騒音を出している側がこのように被害者意識を持つているが、近隣住民は当然ながら、騒音を聞かされ続けているという被害者意識を強く持っている。特に今回の場合、高校や市役所などからクレーマー扱いされていることへの強い被害者意識を持つている。

発言を拾えれば、

『この10何年、議員にしろ、役所にしろ、色々踏みつけられて、おかげで私も強くなりました。』

『わたしらは余計なことは一切言わないで来た。「あほんたれ」って言われたら、「あほんたれ」のままで来た。わたしらから仕掛けていることではないのに、周りからはそういう目で見られた。』

『わたしらは余計なことは一切言わないで來た。「あほんたれ」つ

て言われたら、「あほんたれ」のままで來た。わたしらから仕掛けていることではないのに、周りからはそういう目で見られた。だけど私は何も悪いことはしていないので堂々としていた。』

『一番苦しんだのは、みんな知らん振りするのと、役所の市会議員も「お前ら何をしてるんや」と人を悪者扱いされたことです。彼ら何も悪いことはしてなくて、こんなうるさいところに住めますかと言つてるだけ。』

『役所の人間は判決の後で計りに来ても態度は悪く、まるで裁判を起こしたこと悪いことをやつたような言い方をし、役所にとつて迷惑をかけられたというようなことを言う。よそ者が来て、何やつてるんやというような態度です。』

#### 4. 5 騒音対策と煩音対策

高校側は4度に亘り防音壁の設置工事を実施しているが、防音

かに大きな行動要因となつており、争いの本質であると言える。

原告夫婦は大変に理知的であり、決して人格的に問題のある人達ではなく、高校側の担当者も大変に温厚で理性的である。このように当事者両方ともに人間的に問題はなくとも、当事者双方が被害者意識を持つという矛盾がある限り、争いはエスカレートしてゆく。この矛盾を解くことが、トラブルの解決になることは明らかであろう。

#### 4. 4 トラブルのニーズに応じた対応

心理的トラブルに関する紛争用語に、イシュー、ポジション、ニーズというのがある。イシューとは、紛争において実際に争っている事柄や内容であり、トラブルの直接的原因である。次に、ポジションとは、当事者の相手に対する要求や主張などである。そしてニーズというのが、イシューの裏に隠された本当の理由または原因である。今回の場合、イシューは室外機からの騒音、原告のポジションは室外機の撤去であるが、原告のニーズは、室外機からの騒音よりも、これに関して高校や市職員などからいかに不当な扱いを受けたかを公にして、その被害を回復したいと考えていることである。原告にとつても訴訟の提起は本意ではなかつたはずであるから、これを可能にすれば争いは早期に収めることもできたはずである。被告側がトラブルのニーズを理解し、それに応じた対応をしていれば、トラブルはここまで拗れることはなかつたであろう。

対策をする毎に被害者意識を強くしている。何をやつても相手が満足せず、騒音対策をやり続けさせられているという意識である。一方、相手側は「さあ、やつてやつたぞ。これで満足か」という態度を見せつけられれば、被害を受けているのはこっちなのになると誠意のない対応かとやはり被害者意識を募らせることになる。騒音対策にはこのような側面があり、騒音トラブルの対策として防音工事などの騒音対策を行えば、双方の被害者意識を増加させて、トラブルをエスカレートさせてゆく可能性が高い。近隣騒音トラブルで大事なことは、騒音対策ではなく騒音対策である。

騒音対策とは、「誠意ある対応」により相互の信頼関係を構築し、相手が騒音をうるさいと感じなくなることである。極端な場合、騒音対策をやankでも騒音対策だけで解決する場合もあるし、騒音対策をやる場合でも騒音対策と一体で行なうことが原則である。

ただし、注意を要する点は、ここで述べている「誠意ある対応」とはあくまで騒音対策における対応であり、騒音対策上の誠意ある対応ではないことである。本事例の学校のように、騒音対策に關しては誠意ある対応を行つていても、騒音対策で誠意ある対策を行つていなければ意味が無い。「誠意ある対応」とは、あくまで相手の心に響くものでなくてはならず、同じ文言でも騒音対策の場合とは内容的に大きな違いがあることは理解しておくべきである。誠意は伝わらなければ誠意ではない。

公害騒音のように純粹な騒音問題ならいざ知らず、騒音苦情の殆どが騒音問題の要素を含む現在では、音の問題を騒音問題として認識することは大変重要である。大きな音がすれば騒音問題だと捉えるのがこれまで一般的であったが、現代社会ではこれを煩

音問題として捉えないと大きな間違いを犯すことになりかねない。本事例でも、高校側の騒音対策の意識は皆無に近く、それが最終的に訴訟にまで発展してしまった原因となつていて。そして、判決が出たあともこの当事者双方の状況には変化がない。これまで訴訟というものが一種のガス抜きになつていて、事件の発生を抑えていた側面もあつたが、判決後に被害者意識や孤立感が高まれば思わぬ事件にも繋がりかねない危険性もある。そのようなことのないようなケアーが必要である。

#### 4・6 役に立たなかつた3つの事項

当事案には、一見その効果を期待されながら、結局、トラブルの解決には何の役にも立たなかつた3つの事項がある。すなわち、以下の3つである。

- ・騒音対策が役に立たなかつたこと

- ・市役所など公的機関が仲介者として役に立たなかつたこと  
・訴訟が何の解決にも役立つていないこと

まず、騒音対策に関しては既に述べた通りであり、騒音対策の伴わない騒音対策は、逆に事態を悪化させるという典型的な事例となつていて。

2番目は、市役所の環境課などの職員がトラブル解決のための役を果たせなかつたことである。市役所は、騒音の測定等は実施しても、トラブルの仲介を行う意思もその手段も持ち合わせていないため解決のための組織とはなりえなかつた。それどころか、学校寄りの対応をしていると苦情者に感じさせることによつて、逆に、トラブルを助長した傾向さえある。市役所は、カラオケスナックなどへの指導は出来ても、学校相手の行政指導はとても出

来ないため、今回のような場合には何の解決策も持ち得ないといふのが現実である。本来は、両者を説得して円満に解決する立場となるべきところであるが、実際にはそのような組織にはなつておらず、トラブルの解決機関が存在しない状態であるといえる。

3つ目は、訴訟がトラブルの解決には繋がっていないということである。特に今回の判決では、抽象的不作為の限度で騒音を到達させてはならないとしており、室外機の撤去を認めたものでは

ないため、騒音に関しては、実質上は何の解決にもなつてはいない。判決を遵守するように高校側に求めるためには、騒音が規制値を超えていることを原告側が測定をして示さなければ不作為義務違反を問えないため、実質上は、訴訟前と何ら状況は変わつていないことになる。実際にも、訴訟後に高校側が一部防音対策を実施したもの、相変わらず原告側が高校に騒音の低減を申し入れ、高校側がそれを半ば無視するような対応をとるということを繰り返している。賠償金の支払い命令などで原告側一部勝訴となつたものの、トラブルの状況は訴訟以前と殆ど変化はない。裁判長は、住民の寛容と高校の節度を期待してこのような判決を出したものと考えられるが、拗れきつたトラブルはそんなに安易なものではないと考えて、はつきりとした結論を出すべきであつた。原告は控訴も考えたということだが、夫婦共に高齢で訴訟継続の負担に耐えられないこと、高裁だと更に遠方まで通わなければならなくなることなどを考慮して控訴を断念した。訴訟による解決というのは、和解も含めて往々にしてこのような形をとる場合が多く、必ずしもトラブル解決の手段とはならないことは認識すべきである。

以上のように、今回の事例では騒音対策も、仲介者としての市

役所も、訴訟もトラブル解決の役には立たず、その間、13年に亘る争いによつて時間と生活が浪費されたことになる。闘つてゐる時は充実感もあり、勝訴した時には達成感もあるであろうが、それらは結局、不毛な争いに過ぎないことを忘れてはいけない。トラブルは速やかに解決することが最良の対処であることはいうまでもない。

#### 4. 7 (参考) 騒音規制法と環境条例

判決では、「本件各室外機は、騒音規制法2条1項の「特定施設」に該当し、被告高校は、同法2条2項の「特定工場等」に該当する」と記載されているが、これは実は正しくない。判決内容自体に係わることではなく細かな話にはなるが、今後の同様の事案に関連することも考えられるので、参考までにここで述べておく。

まず、表1・2は当該市が出している特定施設の一覧表であるが、左側が騒音規制法の特定施設、右が自治体のいわゆる環境条例での特定施設である。この中で、2重線で囲つた部分（筆者追記）が今回の対象となるが、騒音規制法では「空気圧縮機」となつており、条例では「圧縮機」となつている。エアコンの室外機は、冷媒の圧縮機であり空気圧縮機ではないため、エアコンは騒音規制法の対象とはならない。これは環境省の通達によつて明確に示されており、「空調機は冷凍機の1種であり、空気圧縮機ではないため騒音規制法の対象ではない」としている。一方、条例では対象を圧縮機として、エアコンも含めているため、これが規制対象となる。その原動機出力についても、騒音規制法は7・5kW以上としているのに比べ、条例ではその半分の3・75kWとか

表1-2 騒音規制法関連の自治体の環境条例

施:別表1

## 騒音の特定施設一覧表

騒音規制法		条例	
特定施設名	能 力	特定施設名	能 力
1 金属加工機械		(2) 金属加工機械	
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 KW以上	ア 圧延機械	
ロ 製管機械			
ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 KW以上	イ ベンディングマシン	
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く	ウ 液圧プレス	
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 KN以上	エ 機械プレス	
ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75 KW以上	オ せん断機	
ト 砕造機			
チ ワイヤーフォーミングマシン			
リ ブラスト	タンブラスト以外のもので、密閉式を除く	カ ブラスト	
ス タンブラー			
ル 切断機	といしを用いるものに限る	キ 自動旋盤	
		ク 高速切断機	
		ケ 平削盤	
		コ 型削盤	
		サ 研磨幾	工具用を除く
2 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5 KW以上	(3) 圧縮機	原動機の定格出力が 3.75 KW以上
		(4) 送風機	原動機の定格出力が 3.75 KW以上
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 KW以上	(5) 粉碎機	
		ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	
		イ その他の用に供する粉碎機	
4 織機	原動機を用いるものに限る	(6) 織機機械	
		燃糸機	
5 建設用資材製造機械		(7) 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上	ア コンクリートプラント	
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上	イ アスファルトプラント	
6 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 74.5 KW以上		
7 木材加工機械		(8) 木材加工機械	
イ ドラムバーカー			
ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25 KW以上	ア チッパー	
ハ 破木機			
ニ 带のこ盤	製材用:原動機の定格出力が 15 KW以上 木工用:原動機の定格出力が 2.25 KW以上	イ 带のこ盤	原動機の定格出力が 0.75 KW以上
ホ 丸のこ盤	製材用:原動機の定格出力が 15 KW以上 木工用:原動機の定格出力が 2.25 KW以上	ウ 丸のこ盤	原動機の定格出力が 0.75 KW以上
ヘ かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 KW以上	エ かんな盤	原動機の定格出力が 0.75 KW以上
		オ 立のこ盤	原動機の定格出力が 0.75 KW以上
8 抄紙機			
9 印刷機械	原動機を用いるもの		
10 合成樹脂用射出成形機		(9) 合成樹脂用加工機械	
11 錆型造型機	ジョルト式のものに限る	(10) 錆型造型機	
		(11) 遠心分離型	直系 1.2 m以上
		(12) ケーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75 KW以上
		(13) 重油バーナー	回転式及び低圧室式を除く
		(14) 工業用動力ミシン	同一作業場内に 3 台以上保有する場合
		(15) ガラス研磨機	
		(16) ニューマチックハンマー	
		(17) コルゲートマシン	

※条例の(1)は、騒音規制法施行令(昭和43年政令第324)別表第1に掲げる施設(この評の騒音規制法の施設のこと)

表1・3 騒音規制法より厳しい条例を設けている自治体

都道府県	条例名称
山形県	山形県生活環境の保全に関する条例
新潟県	新潟県生活環境の保全に関する条例
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例
静岡県	静岡県生活環境の保全等に関する条例
京都府	京都府環境を守り育てる条例
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例
徳島県	徳島県生活環境保全条例
高知県	高知県公害防止条例
福岡県	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例
熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例
鹿児島県	鹿児島県公害防止条例
沖縄県	沖縄県公害防止条例

なり厳しくなっている。今の冷凍機のCOP（成績係数）は凡そ5～6程度であり、仮に5・5とすれば20・6kW以上のエアコンを設置すれば、条例で特定施設となることになる。今回の被告高校では、暖房能力25kW（圧縮機5・5kW）のエアコンが17台、同31・5kW（圧縮機7・5kW）が8台設置されており、これにより騒音規制法の特定工場とはならないものの、条例に関しては特定施設となる。その他小さいものを併せて56台の室外機が設置されているが、機器の台数には関係なく、1台

でも対象となるものがあればその施設は特定施設となり、規制を受けることになる。判例には以上のような誤認があるが、騒音規制法でも条例でも、規制値や地域区分は同じであり、判決の内容に関しては特に問題はない。なお、同様の都道府県の環境条例による追加規制は、表1・3に示すように愛知県や静岡県など幾つかの自治体で行われているので注意が必要である。

通常、特定施設とならないようなエアコンの機種を選定することは可能であり、実際にもそのようにしている場合が通常であるが、今回の場合には、高校側は業者任せで何もチェックはせず、業者は取り敢えず届け出さえすればよいという安易な考えで機種選定をしていたため、このような結果になつたものと推測される。騒音規制法や県条例は罰則もある厳しい法令であり、規制値も厳密な遵守が求められる。例え学校であつても、このような法令に関する内容は十分に熟知し、適切な対処が必要であることは言うまでもない。